

皆さんからいただいたご意見をもとに協議した結果、以下のとおり
条例や解説を修正することといたしました。

<修正箇所>

(1) 前文 8～9行目

「私たち江別市議会（以下「議会」という。）は、議会に関する基本的事項を定め、自らの責務を果たし、市民との協働の下、市民の意思を市政に適切に反映し、市民福祉の向上と市政の発展を目指し、市民に信頼される議会を築くため、議会の最高規範として江別市議会基本条例（以下「条例」という。）をここに制定する。」



「私たち江別市議会（以下「議会」という。）は、議会に関する基本的事項を定め、自らの責務を果たし、市民参加を推進し、市民との協働の下、市民の意思を市政に適切に反映し、市民福祉の向上と市政の発展を目指し、市民に信頼される議会を築くため、議会の最高規範として江別市議会基本条例（以下「条例」という。）をここに制定する。」

(2) 前文【解説】 3～4行目

「近年の本格的に動き出した地方分権の流れの中で、地方自治体の裁量権が広がるに伴い、議会及び議員の判断の重要性が一層増しています。」



「近年の本格的に動き出した地方分権の流れの中で、地方自治体の裁量権が広がるに伴い、住民自治に根ざしたまちづくりが求められ、議会及び議員の判断の重要性が一層増しています。」

(3) 第3条（2）【解説】

「議員は日頃から、市政の現状や諸課題あるいは市民の意見・ニーズ等について把握するように努め、その意見等を政策形成に反映できるよう、自らの政策立案能力等の向上のため不断の自己研さんを行います。」



「議員は日頃から、市政の現状や諸課題あるいは市民の意見・ニーズ等について把握するように努めるとともに、他の地方自治体の議会と相互に情報交換等を図り、そ

の意見等を政策形成に反映できるよう、自らの政策立案能力等の向上のため不断の自己研さんを行います。」

(4) 第5条(5)

「議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置付け、請願の審査においては、原則として当該請願をした者の意見を聴く機会を設けるものとする。」



「議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置付け、請願の審査においては、(原則として=削除) 当該請願をした者の意見を聴く機会を設けるものとする。」

(5) 第5条(5)【解説】

「市民からの請願や陳情は、市政に対する政策提言の一つとして受け止め、請願については、その目的などを正確に理解するため、原則として、請願者本人の意見陳述の場を設けることとします。

請願とは、市民が地方公共団体に対し、一定の希望を述べることをいいます。議員の紹介により要件を備えた請願書の提出が必要です。

陳情とは、特定の事項について、利害関係を有する者が、議会等に実情を訴え適切な措置を要望することをいいます。請願とは異なり、議員の紹介を必要としません。」



「請願や陳情は、市政等に対する市民の要望や希望を表明するもので、市民からの政策提言として受け止めます。請願権は、日本国憲法にも規定されている国民の権利です。市議会では、議員の紹介があるものを「請願」、議員の紹介がないものを「陳情」として扱っています。」

提出者の意見を聴く場を設けることは、この条例で初めて規定するものなので、請願から実施することとしました。」

(6) 第8条2【解説】

「本会議に出席した市長等は、論点を整理し、要点を押さえた答弁を確保するため、反問をしたり、発言趣旨を確認したりすることができます。これにより、議会と市長等との緊張関係を保つとともに、議会審議の充実と活性化を図ります。」



「本会議又は委員会に出席した市長等は、論点を整理し、要点を押さえた答弁を確保するため、質問に対する根拠や議員の考え方に反問したり、発言趣旨を確認したりすることができます。これにより、議会と市長等との緊張関係を保つとともに、議会審議の充実と活性化を図ります。」

(7) 第9条【解説】

市長が重要な政策等を提案する場合は、8つの説明責任を求めています。「重要な政策」の判断は、市長が行います。



市長が重要な政策等を提案する場合は、8つの説明責任を求めています。(「重要な政策」の判断は、市長が行います。＝削除)

(8) 第11条

「委員会は、議案等の審査又は調査に当たっては、委員相互間の自由な討議により、議論を尽くして合意形成を図るよう努めなければならない。」



「委員会は、議案等の審査又は調査に当たっては、その課題などについて共通理解を深めるため、委員相互間の自由な討議により、議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。」

(9) 第11条【解説】

「委員会において議案等を審査、調査する場合は、各委員がその信条や信念に基づき、いかなる制約も受けず、自由に討議を行い、議論を尽くしたうえで、合意形成を図るよう努めなければなりません。」



「委員会において議案等を審査、調査する場合は、課題などに対する共通理解を深めるため、各委員がその信条や信念に基づき、いかなる制約も受けず、自由に討議を行い、議論を尽くしたうえで、合意形成を図るよう努めていきます。」

(10) 第18条【解説】

「今後も議員定数の見直しを行うに当たっては、市政の現状や課題、人口などの将来予測等を踏まえた上で、議会の審議に必要な人数を確保することや多様な市民意思を適正に反映させるという観点などからも検討し、総合的に判断することが重要です。その決定に当たっては、市民の理解を得られるようにする必要があります。」



「今後も議員定数を不断に見直していきませんが、(議員定数の=削除)見直しを行うに当たっては、市政の現状や課題、人口などの将来予測等を踏まえた上で、議会の審議に必要な人数を確保することや多様な市民意思を適正に反映させるという観点などからも検討し、総合的に判断することが重要です。その決定に当たっては、市民の理解を得られるようにする必要があります。」

(11) 第19条【解説】

「報酬額については、市の現状や課題、将来予測等も見据えた上で社会状況を十分に考慮するとともに、議員は本会議や委員会への出席のみならず、市民とのかかわりの中で様々な活動を行っていること、また地方分権の推進により地方議会の担う役割が大きくなってきたことなども踏まえ、議員の活動内容や役割、その責務についてもしっかりと考えることが重要です。その決定に当たっては、市民の理解を得られるようにする必要があります。」



「報酬額については、今後も不断に見直していきませんが、市の現状や課題、将来予測等も見据えた上で社会状況を十分に考慮するとともに、議員は本会議や委員会への出席のみならず、市民とのかかわりの中で様々な活動を行っていること、また地方分権の推進により地方議会の担う役割が大きくなってきたことなども踏まえ、議員の活動内容や役割、その責務についてもしっかりと考えることが重要です。その決定に当たっては、市民の理解を得られるようにする必要があります。」

(12) 第22条【解説】

「そのような議会を取り巻く動きを踏まえ、議会や議員に何が求められているのか、議会運営委員会等で常に社会の状況や課題を検証し、その時々で議会が何をなすべきかを検討し、本条例の改正を含め、適正な措置を講ずる必要があります。」



「そのような議会を取り巻く動きを踏まえ、議会や議員に何が求められているのか、議会運営委員会等で常に社会の状況や課題を検証し、その時々で議会が何をなすべきかを検討し、本条例の改正を含め、任期を終えるまでに、適正な措置を講ずる必要があります。」